

平成29年6月8日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 松本浩昭

平成28年(ホ)第5820号 損害賠償請求控訴事件 (原審・さいたま地方裁判所川越支部平成25年(ワ)第223号)

口頭弁論終結の日 平成29年2月28日

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

長 田 淳

宮 西 陽 子

増 田 悠 作

中 村 弘 毅

神 野 直 弘

東 谷 良 子

木 下 真 由 美

佐 藤 徳 典

猪 原 英 和

竹 内 和 正

月 岡 朗

上 原 伸 幸

井 上 光 昭

東京都渋谷区渋谷三丁目12番18

被 控 訴 人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

同

ビットキャッシュ株式会社

伊 草 雅 幸

矢 部 聖 子

岡 野 智

飯 田 耕 一 郎

同 松 島 淳 也
同 木 村 貴 司

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、804万6000円及びこれに対する平成23年3月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。
- 4 第2項につき仮執行宣言

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、平成21年10月頃から平成23年3月頃までの間、株式会社フロンティア21（以下「フロンティア21」という。）が運営するいわゆる出会い系サイトを利用して複数人の相手方と同サイトを介したメールのやり取りを頻繁に行い、そのためのポイント購入代金等として、フロンティア21に対して1752回にわたって合計3495万8000円を支払ったが、同サイトはいずれもフロンティア21が使用するいわゆる「サクラ」が内容虚偽のメールを送信するなどして利用者を欺き、サイト内でのポイントを費消させる詐欺サイト（以下「サクラサイト」という。）であり、フロンティア21は組織的にポイント購入代金等名下に控訴人から金員を騙し取ったものであると主張し、上記ポイント購入代金等のうち電子マネーによる決済を利用した分（合計804万6000円）について、同電子マネーの発行業者である被控訴人に対し、被控訴人は加盟店が詐欺的商法等の違法な行為を行う者ではないかを確認し、適切な措置を講じる調査、管理義務を負うにもかかわらず

らずこれを怠り、加盟店契約に基づきフロンティア21に電子マネーによる決済手段を提供し続け、同社の詐欺行為に加担したなどとして、共同不法行為又は債務不履行（準委任契約に基づく善管注意義務違反）に基づく損害賠償として804万6000円及びこれに対する最終支払日の後である平成23年3月26日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審が控訴人の本件請求を棄却したので、控訴人がこれを不服として本件控訴を提起した。

なお、原審において、控訴人は、被控訴人のほか、①フロンティア21及びその代表者、フロンティア21が運営する出会い系サイトの一つを譲り受けた株式会社アクセス及びその代表者並びにポイント購入代金等の振込先となる預金口座をフロンティア21に提供した株式会社Y. K. M（以下「ワイコム」という。）と、②ポイント購入代金の決済をしたコンビニエンスストア決済業者であるペイデザイン株式会社（以下「ペイデザイン」という。）を共同被告として、共同不法行為、会社法429条ないし債務不履行に基づく損害賠償請求をしていた。原審は、被控訴人に対する請求（上記のとおり請求棄却）と、上記①及び②に係る各請求について口頭弁論を分離して審理をし、①についてはフロンティア21とその代表者に対する各請求をいずれも認容し、株式会社アクセス及びその代表者並びにワイコムに対する各請求をいずれも棄却する判決を言い渡し（ワイコムに対する請求に係る分を除き確定）、②については請求棄却の判決を言い渡した。控訴人は、ワイコム及びペイデザインに対する各請求を棄却した上記各判決を不服としてそれぞれ控訴を提起し、ワイコムに対する請求については、東京高等裁判所が原判決を変更して一部認容の判決を言い渡し（確定）、ペイデザインに対する請求については、平成29年(ネ)第780号として同裁判所に係属中である。

2 争いのない事実及び後掲証拠により容易に認定し得る前提事実、並びに争点

及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正し、後記第3の2において当審における控訴人の主張を加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要等」の2及び3（原判決4頁8行目から17頁17行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決5頁11行目の「各操作」を「操作」に改め、同行目の「課せられる旨」の後に「が」を加え、12行目の「各操作をするごとに」を「各操作をすると」に改める。
- (2) 同8頁2行目の「原告は」を「控訴人が」に改める。
- (3) 同8頁15行目の「債務不履行」の後に「(準委任契約に基づく善管注意義務違反)」を加える。
- (4) 同10頁19行目の「出会い系サイト規制法」を「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」に改める。
- (5) 同12頁11行目の「なんらの」を「何らの」に改める。
- (6) 同13頁6行目の「よって」を「以上のとおり」に改め、7行目の「(民法656条, 644条)」の後に「が、これに違反したものである」を加え、同行目の「その具体的内容」を「同善管注意義務及びその違反の具体的内容」に改める。
- (7) 同13頁13行目の「幫助したものであり、」の後に「控訴人に対し、」を加える。
- (8) 同13頁22行目の「異なるもので」の後に「ある。すなわち」を加える。
- (9) 同15頁26行目から16頁1行目の「過ぎず」を「すぎず」に改める。
- (10) 同17頁10行目から12行目までを削る。
- (11) 同17頁14行目の「損害額は不知, 弁護士費用については争う。」を「損害額については否認ないし争う。」に改める。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の本件請求は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおり補正し、後記2のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を加えるほか、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1から3まで（原判決17頁19行目から30頁22行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。
 - (1) 原判決18頁10行目の「合計804万6000円を」の後に「それぞれ」を加える。
 - (2) 同19頁9行目から10行目の「コンテンツチェックシート、初期審査2（デジコン・物販共通）、デジタルコンテンツ審査基準、物品販売審査基準」を「「コンテンツチェックシート」、「初期審査2（デジコン・物販共通）」、「デジタルコンテンツ審査基準」、「物品販売審査基準」」に改める。
 - (3) 同20頁8行目の「合計3件」を削り、9行目の「連絡を」の後に「合計3件」を加え、同行目の「同連絡」を「同各連絡」に改める。
 - (4) 同21頁14行目の「カード利用分」を「クレジットカード利用分」に改める。
 - (5) 同22頁5行目の「メールしたり」を「メールのやり取りをしたり」に改める。
 - (6) 同23頁7行目から8行目の「会ったり、直接のメールアドレスを」を「会うことはできず、直接のメールアドレスも」に改める。
 - (7) 同24頁2行目、26頁2行目、27頁18行目、28頁7行目、29頁3行目、15行目、24行目の「第3の」を削る。
 - (8) 同24頁14行目の「(上記第2の1(3))」を削る。
 - (9) 同24頁20行目の「加盟店等に対し」を「加盟店等についての」に改め、同行目から21行目の「注意義務を」の後に「利用者に対して」を加える。
 - (10) 同25頁12行目の「困難である」を「できない」に改める。
 - (11) 同25頁20行目の「決済手数料を得ているのは、」を削る。

- (12) 同25頁21行目及び28頁15行目の「過ぎない」を「すぎない」に改める。
- (13) 同25頁23行目の「注意義務を」の後に「利用者に対して」を加える。
- (14) 同26頁11行目の「いえず」を「いえないから」に、12行目の「困難である」を「できない」にそれぞれ改める。
- (15) 同26頁26行目の「困難であり」を「できず」に改める。
- (16) 同27頁12行目の「又は容易に」を「若しくは」に改め、28頁4行目、30頁3行目及び7行目の「容易に」を削る。
- (17) 同27頁17行目の「ア」の後に「まず、」を加え、18行目の「検討すると、」を「検討する。」に改め、その後で改行する。
- (18) 同27頁23行目の「すなわち、」の後に「本件」を加え、24行目の「知りながら」から28頁4行目末尾までを「知り、又は知り得たことを認めるに足りる証拠はない。」に改める。
- (19) 同28頁21行目の「上記審査が」を「上記審査をもって」に改める。
- (20) 同28頁24行目から26行目までを「したがって、被控訴人が、本件各サイトについて加盟店契約を締結するに際し、本件各サイトにおける詐欺行為を知り、又は知り得たということはできない。」に改める。
- (21) 同29頁9行目の「これだけでは」から10行目の「困難である。」までを削り、同行目から11行目の「うち返金不可とした1件」を「返金不可としたもののうち1件」に改め、12行目の末尾の後に「これらの事情から、被控訴人において、本件各サイトで詐欺行為が行われていることを知ったということはできないし、被控訴人においてその調査を開始する契機とすべきであるともいえないから、それを知り得べきであったということもできない。」を加える。
- (22) 同29頁25行目の「だからといって、」を削り、30頁1行目から2行目の「できたという事も困難である」を「できたということはいできない」

に改める。

(23) 同30頁3行目から4行目を「したがって、被控訴人が、本件各サイトについて加盟店契約を締結した後に、本件各サイトにおける詐欺行為を知り、又は知り得たということはできない。」に改める。

(24) 同30頁5行目の「以上によれば」を「以上のとおり」に改める。

(25) 同30頁10行目の「なお」から22行目の末尾までを「なお、控訴人は、被控訴人は故意又は過失によってフロンティア21の詐欺行為を幫助したとも主張するが、被控訴人が本件各サイトにおける詐欺行為を知り、又は知り得たということができないことは上記のとおりであって、被控訴人に故意又は過失があったということはできないから、控訴人の上記主張は理由がない。」に改める。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 控訴人は、何人も違法な行為を幫助してはならないのは当然であるから、条理上、誰しも詐欺的商法を行う者を幫助してはならない義務を負うとして、資金決済法、金融庁ガイドライン、協会自主規制規則及び協会ガイドライン（以下、併せて「本件各規定」という。）や報償責任等の観点、出会い系サイトにおけるサクラを用いた詐欺の特質（実行が容易で、被害金額も高額になりやすいこと）から、被控訴人のような電子マネーの発行業者が自身の決済システムを提供することによって詐欺的商法を幫助してはならないという注意義務はより高度なものになると主張し、被控訴人が負う条理上の義務の内実として、①加盟店契約時に相手方が公序良俗に反するような業者かどうかを確認する義務、②加盟店契約締結後に公序良俗に反するような商法を行う者かどうかについて調査する義務があると主張する。

しかし、そもそも、控訴人が主張するような誰しもが負うという条理上の義務から具体的な場面における注意義務（特に作為義務）の具体的内容を導き出すことはできないのであって、それを根拠にして、被控訴人のような電

子マネー発行業者がより高度な注意義務を負うということもできないものというべきである。

なお、控訴人は、証人藤野が上記①②の注意義務を負っていることを自認する証言をしていると主張するが、証人藤野は被控訴人の法的な注意義務の存否について判定する適格を有する者とはいえないし、同証言は、被控訴人における通常の見取りや取組姿勢を述べたものにすぎず、被控訴人がそれに違反した場合に利用者に対して法的な責任を負うという意味での注意義務を負担していることを自認するものとは認められない。また、加盟店約款を根拠に上記①②の注意義務を認めることもできない。

控訴人の上記主張は採用することができない。

- (2) 控訴人は、原判決が、①被控訴人は、報償責任の観点からは直ちに詐欺的商法を行う者に決済システムを提供してはならない注意義務を負うとはいえないと判示する一方、②被控訴人が加盟店の提供する商品又はサービスが違法であることを知り、若しくは知り得たにもかかわらず加盟店契約を締結し、又はこれを解除せずに継続し、加盟店の違法行為に加担したとみることができるところ、上記①の判示はいかなる場合であっても詐欺的商法を行う者に詐欺行為を容易にするツールを提供してもよいという結論になりかねず、また、上記②の判示は被控訴人が条理上の義務を負担していることが前提となるから、上記①の判示と矛盾すると主張する。

しかし、原判決の①の判示は、被控訴人が、法令等ないし契約に基づき、控訴人に対し、調査、管理の注意義務を負うものではないとしているのであって、その判示からは、控訴人が主張するような詐欺的商法を行う者に詐欺行為を容易にするツールを提供してもよいという結論にはならないし、上記②の判示は主観的要件から共同不法行為の成否について述べたものであって、上記①の判示と矛盾するものでもない。

控訴人の上記主張は採用することができない。

- (3) 控訴人は、原判決は、①フロンティア21には本件各サイト以外のサイトについて平成22年3月以前に1, 2件の苦情及び相談が寄せられていたこと、②被控訴人が、平成22年3月以前に、被控訴人の加盟店の中で詐欺や違法な行為を行っている者が存在していることを認識していたこと、③被控訴人において、平成22年3月以前に加盟店が違法な行為を行っていたことを理由に当該加盟店との加盟店契約を解除したことがあったことという重大な事実を見落としていると主張する。

しかし、上記①の事実については、本件各サイト以外のサイトという、被控訴人とフロンティア21との間の加盟店契約の対象外のものについて少数の苦情及び相談が寄せられていたということにとどまり、その真偽も不明だったものである。また、上記②及び③については、被控訴人において、加盟店の中に違法な行為を行っている業者がいるという一般的な認識と、加盟店の違法な行為を理由に当該加盟店との契約を解除したことがあったというフロンティア21以外の業者との関係での経験を有していたということにとどまる。そうすると、上記①、②及び③の各事実は、補正後の原判決の第3の1(4)に掲げた各事実と比較すれば些細な事柄というほかなく、同各事実と併せて検討しても、被控訴人が、それらの事情から本件各サイトが「サクラ」を用いて組織的な詐欺行為が行われているサイトであることを知り、又は知り得たことを基礎付けることはできないというべきである。

控訴人の上記主張は原判決の判断を左右するものではない。

- (4) 控訴人は、被控訴人は本件各規定に基づき、公序良俗に反するような商品ないし役務を提供する加盟店を排除すべき義務を負っていたと主張し、また、被控訴人が本件各サイトについて加盟店契約を締結するに当たって行った審査は不十分であって、被控訴人において本件各サイトに仮登録して迷惑メールの状況を把握するなどの裏付け調査や、フロンティア21という企業その

ものの調査をすべきであったと主張する。

しかし、補正後の原判決の第3の3(1)に説示したとおり、本件各規定が、電子マネーの発行者に対し、利用者に対する私法上の個別具体的な義務を直接に負わせるものということとはできない。また、同(3)に説示したとおり、被控訴人が本件各サイトについて加盟店契約を締結するに際しての審査が不十分なものであったということとはできない。そして、被控訴人において、控訴人が主張するような本件各サイトへの仮登録による裏付け調査やフロンティア21という企業そのものの調査をしなければならないと解すべき根拠はない。

控訴人の上記主張は採用することができない。

- (5) 控訴人は、被控訴人は、本件各サイトについての加盟店契約を締結した後、被控訴人に寄せられたフロンティア21に対する苦情等からすれば、フロンティア21について調査を行うべきであったのにこれをせず、漫然とフロンティア21に対して自社の決済システムの利用を継続させたことに注意義務違反があると主張し、被控訴人において本件各サイトに関するインターネット上の風評を調査すべきだったのであり、そうしていれば本件各サイトにおける詐欺行為を知り得たと主張する。

しかし、被控訴人において、本件各サイトで詐欺行為が行われていることを知り、又はそれを知り得たということができないことは、補正後の原判決の第3の3(3)で説示したとおりである。すなわち、一般に、苦情が調査開始の契機となり得るものではあることは否定されないが、補正後の原判決の第3の1(4)のとおり、被控訴人は、各地の消費生活センターから、本件各サイトの利用料金の返金を求める相談に関する連絡を合計3件受けたというだけなのであって、その件数、内容等に照らし、被控訴人において調査を開始する契機とすべきであったということとはできない(クレジットカード決済に係る利用料金が利用者に返金されたことも、直ちに加盟店に問題があることを

示すものとはいえない。)。また，被控訴人において，控訴人が主張するよ
うな本件各サイトに関するインターネット上の風評を調査しなければならな
いと解すべき根拠はない。

控訴人の上記主張は採用することができない。

第4 結論

以上によれば，控訴人の本件請求は理由がないから，これを棄却した原判決
は相当であり，本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして，主文の
とおり判決する。

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 阿 部 潤

裁判官 日 下 部 克 通

裁判官 品 田 幸 男

これは正本である。

平成29年6月8日

東京高等裁判所第8民事部

裁判所書記官 松本浩

